

# **第4次宇都宮市男女共同参画行動計画**

**【平成30年度～平成34年度】**

**平成30年3月**

**宇 都 宮 市**



## はじめに

現在、少子高齢化の一層の進展や人口減少時代の到来、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は、大きく変化しています。このような中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

本市では、「宇都宮市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、3次にわたって「男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、性別による固定的な役割分担意識や30代の女性の労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」は全国と比較しても底が深いなど、依然として多くの課題が残されています。

第4次となる本計画は、市民、事業者、行政等が一体となり、同じ将来像を描きながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進できるよう、「一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、個性と能力を十分に発揮できる社会」を5年後の目指すべき姿として新たに掲げました。また、これまで進めてきたワーク・ライフ・バランスの推進や男女間におけるあらゆる暴力の根絶などの取組に加え、男女共同参画に関する男性の理解の促進や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を受け、女性の活躍推進の取組を強調した内容となっています。

今後、目まぐるしく変化する社会環境に対応していくためにも、多様な人材がさまざまな分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが「行動・実践」することが必要となります。これまで以上に、関係者をはじめ、市民の皆様の深い御理解と積極的な御参加、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重な御意見を賜りました男女共同参画審議会委員をはじめ、「平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査等」に御協力いただいた方々、パブリック・コメントをお寄せいただいた方々など、多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

宇都宮市長 佐藤 栄一





参考資料	61
1 国際婦人年以降の女性問題をめぐる 世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き	61
2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	66
3 雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律	74
4 男女共同参画社会基本法	88
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	94
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	105
7 宇都宮市男女共同参画推進条例	115
8 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則	120
9 宇都宮市男女共同参画審議会	122